
個別案件の相談について

□ 対応が可能な相談について

板橋区建築指導課では、以下の業務を主に行っております。

- ① 建築基準法及び関連法令・条例等に係る一般的な基準等についてのご案内・ご説明
- ② 板橋区に申請をする(した)ものの審査、個別相談

□ 設計関係者・不動産業者の方へ

以下の理由のため、民間確認検査機関に確認申請するもの・申請先が決まっていないものに関する、個別・具体的な相談については対応致しかねますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- ・区で確認申請を受けた案件の審査については、関連法令の条文、及び類似案件も参考にしながら複数の職員で、建物計画全体としての適否を判定しております。ついでには、板橋区に建築確認申請をされないお客様の個別案件、特定項目のみの適否の判定に十分な時間・人員を充てることは難しい状況です。
- ・民間確認検査機関にて確認申請等の業務ができるようになったことを機に、民間確認検査機関が区とは異なる厳しい基準や法解釈に基づいて審査をしている可能性があるため、予測のトラブルが発生する懸念があり回答が難しい状況です。

- ※ 近年、民間確認検査機関から設計者様を通して、「区に判断を聞いてください。」という、ご相談が増加していますが、建築基準法第 77 条の 32 第 1 項に基づき、当該指定確認検査機関から、直接、板橋区に照会してください。民間指定確認検査機関へ建築確認申請される物件の法令解釈に関して、設計者様からの相談は回答できかねますので、ご了承ください。

□ 一般の方、その他の方

一室の内装の変更、一ヶ所の開口部の形状変更であっても、建築物全体を見なければ、適合・不適合の判断はできません。条文や考え方のご案内はできますが、個別具体的な適否の判断を必要とする場合は建築士の方にご相談ください。

(建築士事務所等、参考連絡先)

- ・ 一般社団法人 東京都建築士事務所協会(TEL:03-3203-2601)
- ・ 一般社団法人 東京都建築士会(TEL:03-3527-3100)
- ・ 一般社団法人 東京都建築士事務所協会(板橋支部)の登録設計事務所

※ 代表連絡先等はないため、HP 等にて確認をお願いいたします。